

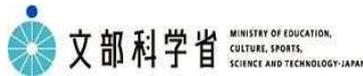
平成28年度 全国研究研修担当者会議
(公益財団法人 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構)

新幼稚園教育要領について

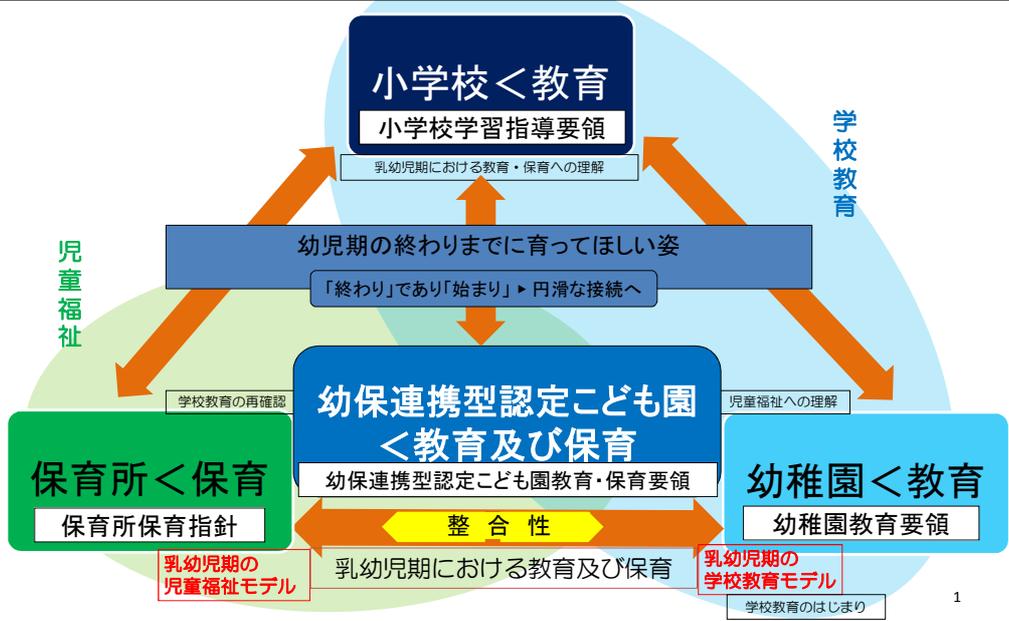
文部科学省初等中等教育局

視学官 湯川秀樹

(併任 初等中等教育局幼児教育課 教科調査官)



保育所保育・幼稚園教育・幼保連携型認定こども園における教育及び保育の整合性と、小学校教育との円滑な接続に向けて（イメージ図）



教育基本法

～幼児教育関係部分抜粋～

◆新たに条を設け、幼児教育の重要性、国や地方公共団体による振興等について規定

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

2

学校教育法

～幼稚園の目的・目標～

◆学校種の規定順が見直され、幼稚園が学校教育の始まりとして最初に規定されるとともに、「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」ものであることを明記

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

3

学校教育法

第24条

幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第25条

幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

4

幼稚園教育要領について

概要

幼稚園教育要領は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準。これまで概ね10年に一度改訂が行われてきた。

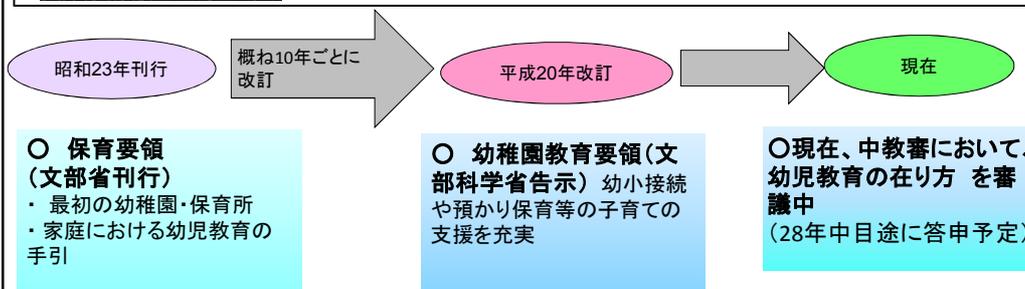
根拠規定

○学校教育法

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

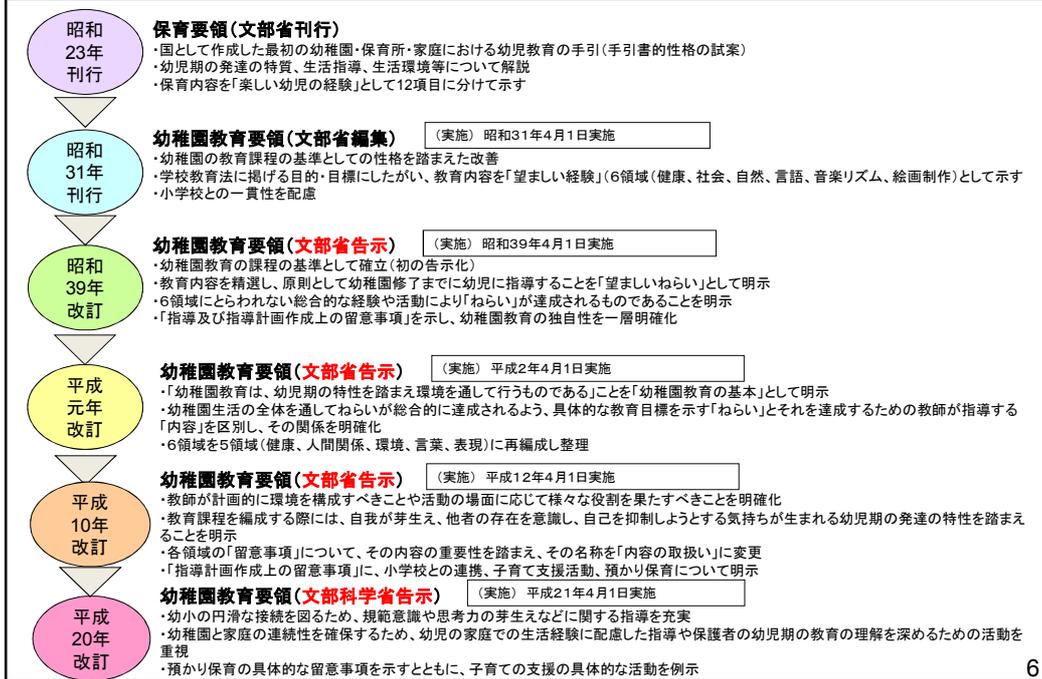
○学校教育法施行規則

第38条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。



5

幼稚園教育要領等の変遷



(参考) 学習指導要領の変遷



現行の幼稚園教育要領の構成

第1章 総則

幼稚園教育の基本
教育課程の編成
預かり保育・子育て支援

第2章 ねらい及び内容

領域「健康」 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
領域「人間関係」 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。
領域「環境」 周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていくことを養う。
領域「言葉」 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
領域「表現」 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

- ・特に留意する事項として、安全に関する指導、障害のある幼児の指導、小学校との連携等を規定

第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

次期学習指導要領等の
改訂の方向性について

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問(平成26年11月)の概要

趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ そうした激しい挑戦の時代を乗り越え、**伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。**

そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要。また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要。

審議事項の柱

1. 新しい時代に求められる資質・能力を踏まえた、初等中等教育全体を通じた改訂の基本方針、学習・指導方法の在り方(アクティブ・ラーニング)や評価方法の在り方等
2. 新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直し
 - グローバル社会において求められる英語教育の在り方(小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化)
 - 国家及び社会の責任ある形成者を育むための高等学校教育の在り方
 - ・主体的に社会参画するための力を育てる新たな科目等
 - ・日本史の必修化の扱いなど地理歴史科の見直し
 - ・より高度な思考力等を育成する新たな教科・科目
 - ・より探究的な学習活動を重視する視点からの「総合的な学習の時間」の改善
 - ・社会的要請も踏まえた専門学科のカリキュラムの在り方など、職業教育の充実
 - ・義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教科・科目等 など
3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策

⇒平成28年度中を目途に答申、2020年(平成32年)から順次実施予定

今、向き合わなければならない我が国の状況

グローバル化の進展

我が国の国際的な存在感の低下

- ・世界のGDPに占める日本の割合の低下
(2010年5.8%→2030年3.4%→2050年1.9%)
- ・日本の一人当たりGDP
世界第2位(1993)→世界第10位(2016)

人口の推移と将来人口

少子高齢化の進行により、約50年後には総人口が約3割減少、65歳以上の割合が総人口の約4割に達する見込み。

生産年齢人口の推移

生産年齢人口も減り続け 2060年には2010年と比べ約半数まで減少する見込み。

イノベーション～今後の期待される成長分野（AI、IoT、ロボティクス）

<h3 style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">人工知能の進展</h3> <p>○自然言語処理、音声認識、画像理解などの技術の進展</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> </div> <p>Watson (IBM) 国立情報学研究所 (NII) ロボトは東大に入れるか(NII)</p> <p>○グローバル大手企業は人工知能分野への投資、研究開発を強かに推進</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・IBM: Watson Group (人工知能サービス) を立ち上げ、2,000人規模の事業部門を新設し10年間で100億ドルの売上目標 (2014) ・Facebook: 人工知能ラボを設立 (2013年) ・Baidu: Deep Learning等を研究する「シリコンバレーAIラボ」をカリフォルニア州に開設 (2014年) <h3 style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">経済効果</h3> <p>○人工知能による知識労働の自動化がもたらす経済的なインパクトは2025年時点で5兆ドルを超える試算(マッキンゼー)</p> <div style="font-size: 0.7em;"> </div> <p>○英オックスフォード大教授はICTのインテリジェント化により、今後47%の職種がコンピュータに置き換わる可能性を指摘</p> <div style="font-size: 0.7em;"> </div> <p style="font-size: 0.6em;">(出典: 経産省「インテリジェント化がもたらす経済効果に関する研究報告(第1回) 資料2」)</p>	<h3 style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">IoTの拡大</h3> <p>○ネットワークにつながるモノの数は全世界で9億個(2009年)から260億(2020年)に急増(ガートナー)</p> <div style="font-size: 0.7em;"> </div> <p>ガートナーの予想 (図表は日本政策投資銀行作成)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: 0.6em;"> </div> <p>Ciscoの予想 Ericssonの予想</p> <p>○スマートウォッチ、スマートグラス、健康管理機器等のウェアラブル端末は全世界で2170万台(2013年)から1億7690万台(2018年)に増加(Cisco)</p> <h3 style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">経済効果</h3> <p>○IoTは全世界で1兆9千億ドル(約194兆円)の経済効果を生むと予測(ガートナー)</p> <div style="font-size: 0.7em;"> </div> <p>○国内では2013年のIoT市場(11.1兆円)は2018年には倍増(21.1兆円)すると予測 (IDC Japan)</p> <div style="font-size: 0.6em;"> </div>	<h3 style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">ロボティクスの発達</h3> <p>○本年2月には、日本経済再生本部にて、ロボット新戦略を決定。2020年には製造業で市場規模を2倍(6000億円→1.2兆円)、非製造業で20倍(600億円→1.2兆円)とするとともに、労働生産性の伸びを2%以上とすることを旨とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>(次世代産業用ロボット NEXTAGE)</p> </div> <p>○ロボットを成長の鍵とした先進国、新興国の双方における動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国: 「国家ロボットイニシアティブ」(2011)で毎年数千万ドル規模の研究支援 ・Google: 有望ロボット技術を有するベンチャー企業7社を相次いで買収 ・中国: 「智能制造裝備産業発展計画」(2012)で産業用ロボットの国内売上げを2020年までに10倍にする目標 <h3 style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">経済効果</h3> <p>○ロボット産業の将来市場(国内生産量)は、2035年に9.7兆円に成長すると予測</p> <div style="font-size: 0.6em;"> </div> <p>○日本が直面する社会的課題(少子高齢化、労働人口の減少等)の解決へ期待</p> <div style="text-align: right; font-size: 0.6em;"> <p>HAL 12</p> </div>
--	--	---

子供たちは未来の社会を生きる

- ・ 今の子供たちが社会で活躍する時代は20年後、30年後、50年後。それはどのような「未来」なのだろうか？
- ・ 教育は「現在」ではなく20年後、30年後、50年後の「生きる力」を育てなければならない
- ・ 大人の「過去の常識」を押し付けないことは当然のことだが、「現在の常識」にもとらわれすぎてはならない

子供たちの未来に関する予測

- 子供たちの65%は、大学卒業後、**今は存在していない職業**に就く

キャシー・デビッドソン氏
(ニューヨーク市立大学大学院センター教授)

- 今後10～20年程度で、約**47%の仕事が自動化される**可能性が高い

マイケル・A・オズボーン氏 (オックスフォード大学准教授)

- 2030年までには、**週15時間**程度働けば済むようになる

ジョン・メイナード・ケインズ氏 (経済学者)

10年後に無くなる可能性の高い職業

・水産物製食品製造工	97%
・コック	96%
・そばうどん調理人	92%
・機械組立工	91%
・航空管制官	90%
・有料道路料金収受員	96%
・コンビニ店員	88%

14

学習指導要領改訂の背景

人工知能が進化して、
人間が活躍できる職業は
なくなるのではないかな。

今学校で教えていることは、
時代が変化したら
通用しなくなるのではないかな。

子供たちに、情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中でも、
未来の創り手となるために必要な資質・能力を
確実に備えることのできる学校教育を実現する。

より良い学校教育を通じて、より良い社会を作るという目標を学校と社会が共有して実現

社会や産業の構造が変化し、質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していく中で、私たち人間に求められるのは、定められた手続を効率的にこなしていくにとどまらず、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、他者と一緒に生き、主体的に判断し、新たな価値を生み出していくことであるということ、そのためには生きて働く知識を含む、これからの時代に求められる資質・能力を学校教育で育成していくことが重要であるということ、学校と社会とが共通の認識として持つことができる好機にある。

学校教育のよさをさらに進化させるため、学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる「**学びの地図**」として、**学習指導要領を示し、幅広く共有**

- ・これからの時代に求められる知識や力とは何かを明確にし、教育目標に盛り込む。これにより、子供が学びの意義や成果を自覚して次の学びにつなげたり、学校と地域・家庭とが教育目標を共有してカリキュラム・マネジメントが実現しやすくなる。
- ・生きて働く知識や力を育む質の高い学習過程を実現するため、各教科における学びの特質を明確にするとともに、授業改善の視点（「アクティブ・ラーニングの視点」）を明確にする。これにより、教科の特質に応じた深い学びと、我が国の強みである「授業研究」を通じたさらなる授業改善が実現する。

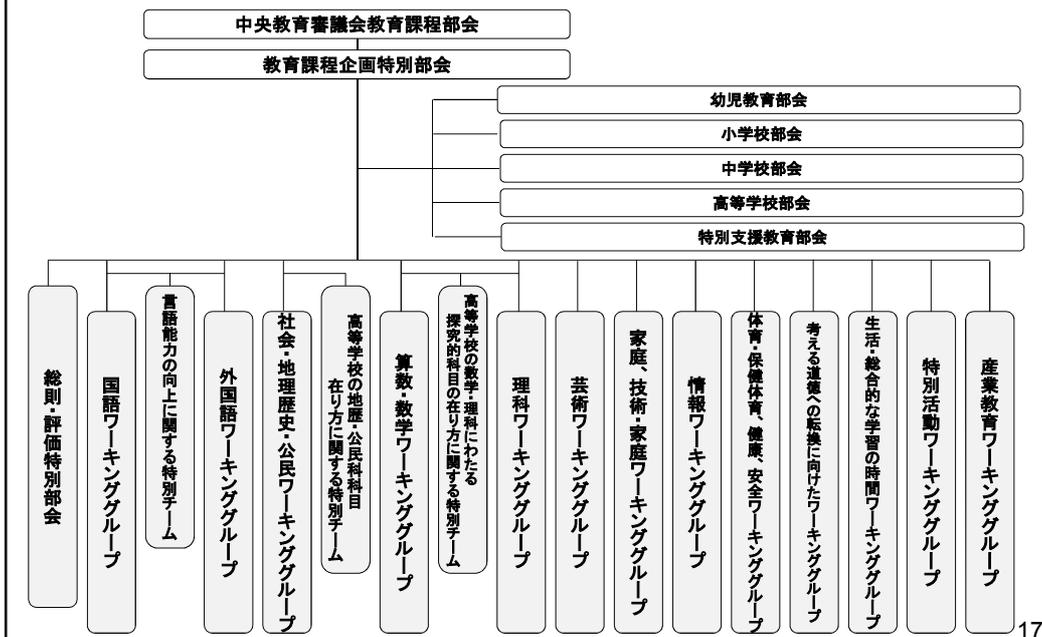
15

学習指導要領等改訂に係る議論に関するこれまでの経過と今後のスケジュール

平成26年11月	中央教育審議会総会 「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問
平成26年12月	教育課程部会 ・教育課程企画特別部会を設置
平成27年1月	教育課程企画特別部会（第1回） ↓ 新しい時代にふさわしい学習指導要領の基本的な考え方や、教科・科目等の在り方、学習・指導方法及び評価方法の在り方等に関する基本的な方向性について、計14回審議
平成27年8月	教育課程企画特別部会（第14回） 教育課程部会 ・「論点整理」をとりまとめ
平成27年10月～	論点整理の方向に沿って教科等別・学校種別に専門的に検討 (幼児教育部会は平成27年10月～28年6月にかけて計9回の議論を実施)
平成28年8月	教育課程部会「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ」
平成28年12月	中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」
平成28年度内	幼稚園教育要領の告示
平成29年度内	幼稚園教育要領の周知・徹底、幼稚園教育要領・解説・指導書の配付 (幼稚園は30年度から、小学校は32年度から、中学は33年度から全面实施予定。高校は34年度から年次進行により実施予定。)

次期学習指導要領改訂に向けた検討体制

平成27年8月26日
教育課程部会了承



予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手となる

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日)〈抄〉

- …近年顕著となってきたのは、知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきていることである。

(略)

- 人工知能がいかに進化しようとも、それが行っているのは与えられた目的の中での処理である。一方で人間は、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え出すことができる。多様な文脈が複雑に入り交じた環境の中でも、場面や状況を理解して自ら目的を設定し、その目的に応じて必要な情報を見だし、情報を基に深く理解して自分の考えをまとめたり、相手にふさわしい表現を工夫したり、答えのない課題に対して、多様な他者と協働しながら目的に応じた納得解を見いだしたりすることができるという強みを持っている。

18

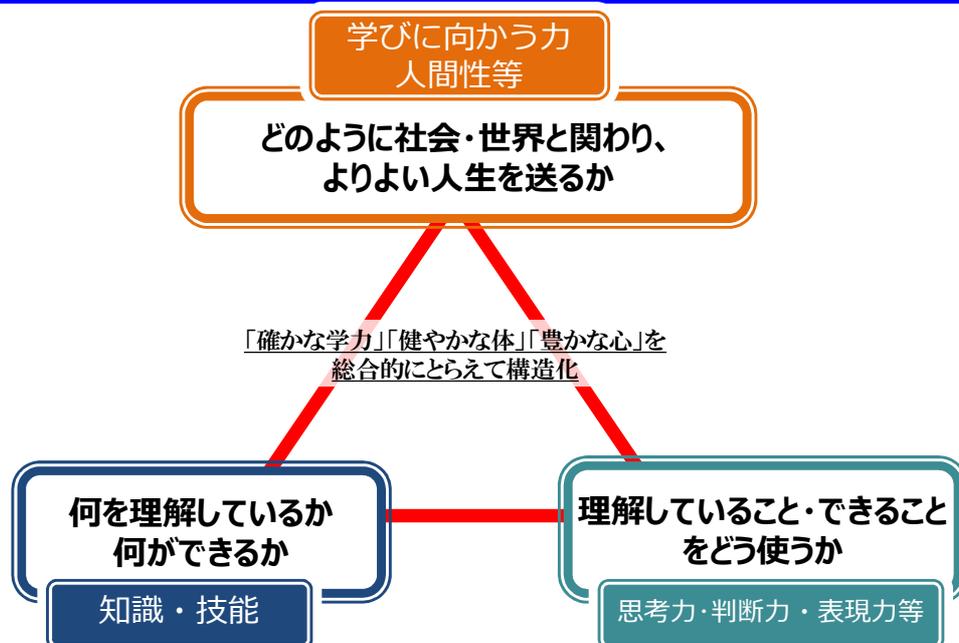
- このために必要な力を成長の中で育てているのが、人間の学習である。…必要な力を身に付け、子供たち一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要である。

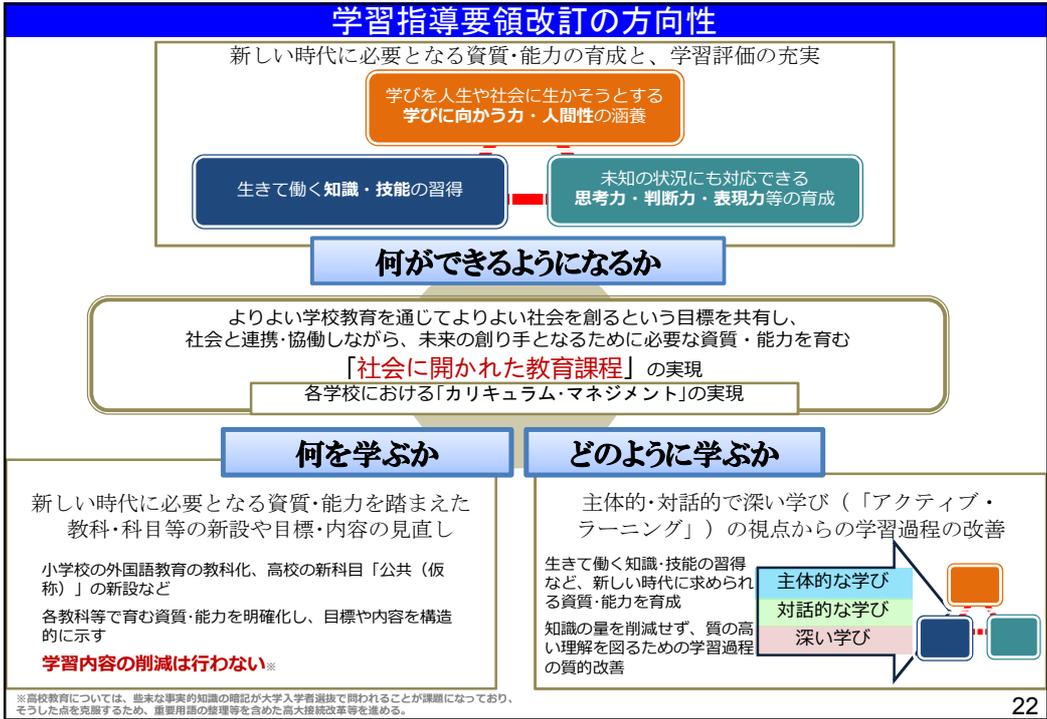
- …社会や産業の構造が変化し、質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していく中で、特定の既存組織のこれまでの在り方を前提としてどのように生きるかだけでなく、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力の育成が社会的な要請となっている。

19

＜社会に開かれた教育課程＞

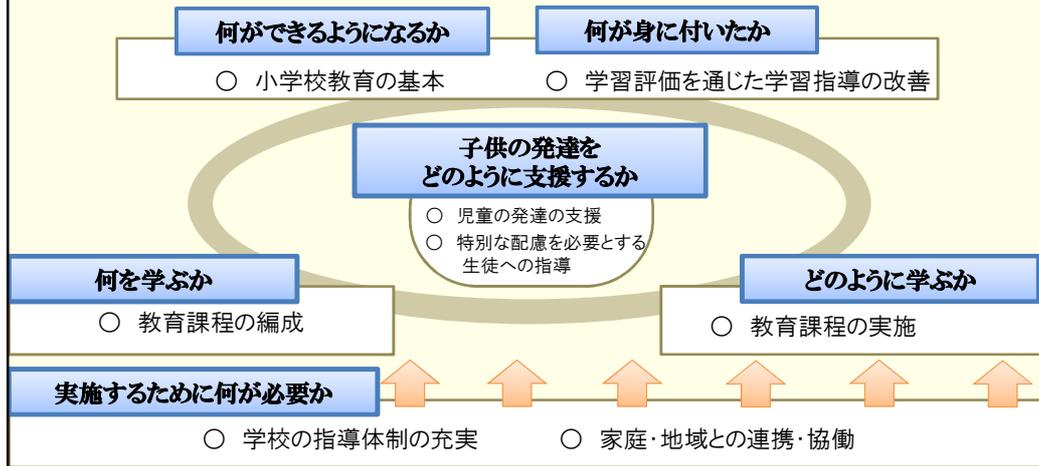
- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。





学習指導要領総則の構造とカリキュラム・マネジメントのイメージ（案）

教育課程の構造や、新しい時代に求められる資質・能力の在り方、アクティブ・ラーニングの考え方等について、すべての教職員が校内研修や多様な研修の場を通じて理解を深めることができるよう、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の視点から学習指導要領の要であり、教育課程に関する基本原則を示す「総則」を抜本的に改善し、必要な事項を分かりやすく整理。



幼稚園教育要領等の 改訂の課題と方向について

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月)幼児教育部分のポイント

現行幼稚園教育要領等の成果と課題

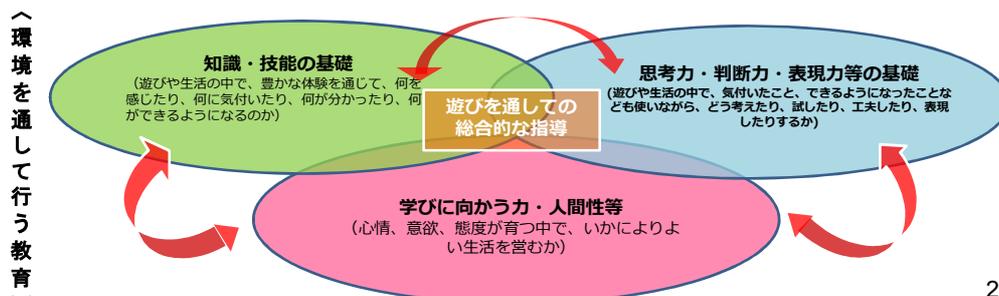
- 幼稚園教育要領は、これまで「環境を通して行う教育」を基本とし、幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした生活を通して、一人一人に応じた総合的な指導を行ってきたところであり、現行幼稚園教育要領では、言葉による伝え合いや幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続などについて充実を図り、その趣旨については、国立教育政策研究所の教育課程研究指定校の研究結果等から、おおむね理解されていると考えられる。
- 一方で、社会状況の変化等による幼児の生活体験の不足等から、**基本的な技能等が身に付いていなかったり、幼稚園教育と小学校教育との接続では、子供や教員の交流は進んできているものの、教育課程の接続が十分であるとはいえない状況であったりするなどの課題**も見られる。
- また、近年、**国際的にも忍耐力や自己制御、自尊心といった社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力**といったものを幼児期に身に付けることが、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるという研究成果をはじめ、幼児期における語彙数、多様な運動経験などがその後の学力、運動能力に大きな影響を与えるという調査結果などから、**幼児教育の重要性への認識が高まっている**。
- さらに、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が実施されたことにより、幼稚園等を通じて全ての子供が健やかに成長するよう、**質の高い幼児教育を提供することが一層求められてきている**。
- このため、前述のような研究成果や調査結果を踏まえつつ、**幼稚園のみならず、保育所、認定こども園を含めた全ての施設全体の質の向上を図っていくことが必要**となっている。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月)幼児教育部分のポイント

育みたい資質・能力の明確化

- 各学校段階及び全ての教科等について共通する、育成を目指す資質・能力を明確化
- 資質・能力の三つの柱として整理
 - ①生きて働く「知識・技能」の習得
 - ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
 - ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養
- 幼児教育段階では、三つの柱を下図のように整理。この資質・能力は現行幼稚園教育要領の5領域の枠組において育むことができるため、5領域は引き続き維持

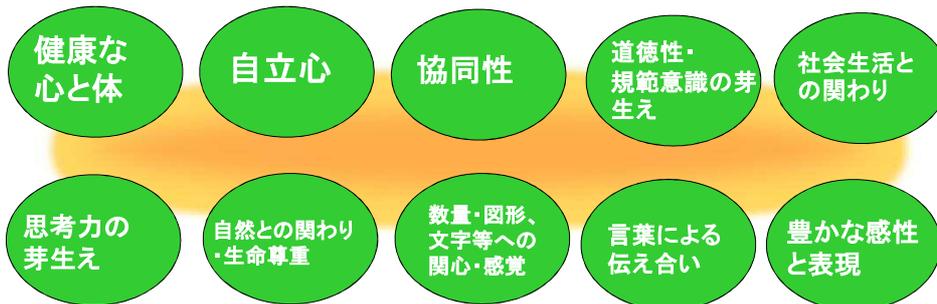
なお、幼児教育の特性から、これらは個別に取り出して身に付けさせるものではなく、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、一体的に育てていくことが重要



幼児期の終わりまでに育って欲しい姿の明確化

幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化が図られるよう、5歳児修了時まで
に育って欲しい具体的な姿を資質・能力の三つの柱を踏まえつつ、以下の10項目に整理。

幼稚園等と小学校の教員が持つ5歳児修了時の姿が共有化されることにより、
幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化が図られることを期待。



30

幼児期の終わりまでに育って欲しい姿

健康な心と体

幼稚園生活の中で充実感や満足感を持って自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせながら
取り組み、見通しを持って自ら健康で安全な生活を作り出していけるようになる。

自立心

身近な環境に主体的に関わりいろいろな活動や遊びを生み出す中で、自分の力で行うために思い巡らしな
どして、自分でしなければならないことを自覚して行い、諦めずにやり遂げることで満足感や達成感を味わい
ながら、自信を持って行動するようになる。

協同性

友達との関わりを通して、互いの思いや考えなどを共有し、それらの実現に向けて、工夫したり、協力したり
する充実感を味わいながらやり遂げるようになる。

道徳性・規範意識の芽生え

してよいことや悪いことが分かり、相手の立場に立って行動するようになり、自分の気持ちを調整し、友達と
折り合いを付けながら、決まりを守る必要性が分かり、決まりを作ったり守ったりするようになる。

社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちを持ちつつ、いろいろな人と関わりながら、自分が役に立つ喜びを感じ、
地域に一層の親しみを持つようになる。
遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報を伝え合ったり、活用したり、情報に基づき判断しようとして、
情報を取捨選択などして役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用したりなどして、
社会とのつながりの意識等が芽生えるようになる。

31

<p>思考力の芽生え 身近な事象に積極的に関わり、物の性質や仕組み等を感じ取ったり気付いたりする中、思い巡らし予想したり、工夫したりなど多様な関わりを楽しむようになるとともに、友達などの様々な考えに触れる中で、自ら判断しようとして考え直したりなどして、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。</p>
<p>自然との関わり・生命尊重 自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、身近な事象への関心が高まりつつ、好奇心や探究心を持って思い巡らし言葉などで表しながら、自然への愛情や畏敬の念を持つようになる。 身近な動植物を命あるものとして心を動かし、親しみを持って接し、いたわり大切に作る気持ちを持つようになる。</p>
<p>数量・図形、文字等への関心・感覚 遊びや生活の中で、数量などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりして、必要感からこれらを活用することを通して、数量・図形、文字等への関心・感覚が一層高まるようになる。</p>
<p>言葉による伝え合い 言葉を通して先生や友達と心を通わせ、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付けるとともに、思い巡らしたりしたことなどを言葉で表現することを通して、言葉による表現を楽しむようになる。</p>
<p>豊かな感性と表現 みずみずしい感性を基に、生活の中で心動かす出来事に触れ、感じたことや思い巡らしたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりして、表現する喜びを味わい、意欲が高まるようになる。</p>

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	
健康な心と体	幼稚園生活の中で充実感や満足感を持って自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせながら取り組み、見通しを持って自ら健康で安全な生活を作り出していけるようになる。
	安定感や解放感を持ちつつ、心と体を十分に働かせながら充実感や満足感を持って環境に関わり行動するようになる。
	全身を使って活動することを繰り返す中で、体を動かす様々な活動に目標を持って立ち向かったり、困難にたまたずいても気持ちを切り替えて自分なりに乗り越えようとしていたりして根気強くやり抜くことで活動意欲を満足させ、自ら体を動かすようになる。
	適切な活動を選び、体を動かす気持ちよさや自ら体を動かそうとする意欲を持ち、いろいろな場面に応じて体の諸部位を十分に動かし進んで運動するようになる。
	様々な機会を通して食べ物の興味や関心を持ち、皆で食べると美味しく、楽しいという経験を積み重ね、和やかな雰囲気の中で話し合ったり打ち解けたりして親しく進んで食べるようになる。
	健康な生活に関わりの深い人々に接したり、社会の情報を取り入れたりなどして、自分の健康に対する関心を高め、体を大切にする活動を進んで行い、健康な生活リズムを身に付けるようになる。
	遊びや生活を通して安全についての備えを身に付け、危険な場所、危険な遊び方、災害時などの緊急時の適切な行動の仕方が分かり、安全に気を配り状況に応じて安全な行動がとれるようになる。
	衣服の着脱、食事、排泄(せつ)などの生活に必要な活動の必要性が分かり、自分の力で行うために思い巡らしたり判断しようとして工夫したりなどして意欲や自信を持って自分でできるようになる。
	幼稚園における生活の仕方を身に付け、集団での生活や場の使い方などの状況を予測して準備し片付けたりなどして、自分たちの生活に必要な行動に見通しを持って自立的に取り組むようになる。

<p>自立心 身近な環境に主体的に関わりいろいろな活動や遊びを生み出す中で、自分の力で行うために思い巡らしなどして、自分でしなければならないことを自覚して行い、諦めずやり遂げることで満足感や達成感を味わいながら、自信を持って行動するようになる。</p>
<p>先生や友達と共に生活をつくり出す喜びを見出し、自分の力で行うために思い巡らしなどして自分でしなければならないことを自覚して行うようになる。</p>
<p>自己を発揮し活動を楽しむ中で先生や友達に認められる体験を重ねることを通して、自分のことは自分で考えて行い、自分でできないことは実現できるように工夫したり、先生や友達の助けを借りたりしてくじけずに自分でやり抜くようになる。</p>
<p>自分から環境に関わりいろいろな活動や遊びを生み出す中で、難しいことでも自分なりに考えたり工夫したりして、諦めず自分の力で解決しやり遂げ、満足感や達成感を味わい自らの生活を確立するようになる。</p>
<p>家族、友達、先生、地域の人々などと親しみ合い、幼児なりに支え合う経験を積み重ね、自分の感情や意志を表現し共感し合いながら、自分のよさや特徴に気付き自信を持って行動するようになる。</p>
<p>協同性 友達との関わりを通して、互いの思いや考えなどを共有し、それらの実現に向けて、工夫したり、協力したりする充実感を味わいながらやり遂げるようになる。</p>
<p>友達と積極的に関わり様々な出来事を共有しながら多様な感情の交流を通して、友達の異なる思いや考えなどに気付いたり、自己の存在感を感じたりしながら行動するようになる。</p>
<p>幼児同士の関わりが深まる中で互いの思いや考えに気付き、分かるように伝えたり、相手の気持ちを理解して自分の思いの表し方を考えたり、我慢したり、気持ちを切り替えたりなどしながら互いに関心を寄せ、分り合えるようになる。</p>
<p>友達との関わりを通して互いの感じ方や考え方などに気付き、互いのよさが分かり、それに応じた関わりを通して、学級全体などで楽しみながら一緒に遊びを進めていくようになる。</p>
<p>人と共にいる喜びを感じ、学級皆で目的や願いを共有し志向する中で、話し合ったり、取りなしたり、皆の考え方をまとめたり、自分の役割を考えて行動したりするなどして折り合いを付け問題を解決し、実現に向け個々のよさを発揮し工夫したり、協力したりする楽しさや充実感を味わいながらやり遂げるようになる。</p>
34

<p>道徳性・規範意識の芽生え してよいことや悪いことが分かり、相手の立場に立って行動するようになり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、決まりを守る必要性が分かり、決まりをしっかりと守り守るようになる。</p>
<p>他の幼児との葛藤などの様々な体験を重ね、してよいことや悪いことが分かり、自分で考えようとする気持ちを持ち、思い巡らしなどして自分の考えをより適切にしながら行動するようになる。</p>
<p>友達などの気持ちを理解し、他者の気持ちに共感したり、相手の立場から自分の行動を振り返ったりして、思いやりを持って関わり相手の気持ちを大切に考えながら行動するようになる。</p>
<p>学級の皆と心地よく過ごしたり、より遊びを楽しんだりするために決まりのあることが分かり、守ったり、必要に応じて作り替えたり、新たに作ったりして考え工夫し守るようになる。</p>
<p>皆で使う物が分かり愛着を持ち、自他の要求に折り合いを付け大事に扱うようになる。</p>
<p>自分の気持ちを調整しながら、友達と折り合いを付けたり、取りなしたり取り持ったりして周囲との関わりを深め、決まりを守るようになる。</p>
<p>社会生活との関わり ・家族を大切にしようとする気持ちを持ちつつ、いろいろな人と関わりながら、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に一層の親しみを持つようになる。 ・遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報を伝え合ったり、活用したり、情報に基づき判断しようとして、情報を取捨選択などして役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用したりなどして、社会とのつながりの意識等が芽生えるようになる。</p>
<p>親や祖父母など家族から愛されていることに気付き、自分なりに思い巡らしたり表現したりして、家族を大切にしようとする気持ちを持つようになる。</p>
<p>小学生・中学生、高齢者や働く人々など自分の生活に関係の深い地域の人々との触れ合いの中で、自分から親しみの気持ちを持って接し、自分が役に立つ喜びを感じるようになる。</p>
<p>四季折々の地域の伝統的な行事などへの参加を通して、自分たちの住む地域のよさを感じ、地域が育んできた文化や生活などの豊かさに気付き、一層親しみを感じるようになる。</p>
<p>目的に必要な情報を得て友達同士で伝え合ったり、活用したり、情報に基づき判断しようとするようになる。</p>
<p>公共施設を訪れ、それが皆の物であり自分に関係の深い場であることが分かり、大切に利用するようになる。</p>
<p>国旗が掲揚される様々な行事への参加や、運動会などの行事において自分で国旗を作ったりして日常生活の中で国旗に接し親しみを感じることに伴い、日本の国旗や国際理解への意識や思いが芽生えるようになる。</p>
35

<p>思考力の芽生え</p> <p>身近な事象に積極的に関わり、物の性質や仕組み等を感じ取ったり気付いたりする中で、思い巡らし予想したり、工夫したりなど多様な関わりを楽しむようになるとともに、友達などの様々な考えに触れる中で、自ら判断しようとして考え直したりなどして、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。</p>
<p>身近な環境に積極的に関わり、自分から気付いたり、発見を楽しんだり、考えたり、振り返ったり、それを別の場面で活用したりするようになる。</p>
<p>様々な環境に積極的に関わる中で、より深い興味を抱き、不思議に思ったことなどを探究するようになる。</p>
<p>遊びが深まる中で、多様な関わりを楽しみ、予想したり、確かめたり、振り返ったりして興味や関心を深めるようになる。</p>
<p>友達などの様々な考えに触れる中で、自己の思いや考えなどを自ら判断しようとして考え直したりなどして、新しい思いや考えを生み出す喜びを味わいながらよりよいものにするようになる。</p>
<p>物との多様な関わりの中で、物の性質や仕組みについて気付く、思い巡らし物を使いこなすようになる。</p>
<p>身近な物や用具などの特性や仕組みを生かしたり、いろいろな予想をしたりし、楽しみながら工夫して使うようになる。</p>
<p>自然との関わり・生命尊重</p> <p>・自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、身近な事象への関心が高まりつつ、好奇心や探究心を持って思い巡らし言葉などで表しながら、自然への愛情や畏敬の念を持つようになる。</p> <p>・身近な動植物を命あるものとして心を動かす、親しみをもち接し、いたわり大切にすることを学ぶようになる。</p>
<p>自然に触れて感動する体験を通して、自然の大きさや不思議さなどを感じ、好奇心や探究心を持って、思い巡らし言葉などで表しながら、科学的な視点や、自然への愛情や畏敬の念を持つようになる。</p>
<p>同じものでも季節により変化するものがあることが分かり、変化に応じて遊びや生活を変えるようになる。</p>
<p>自然現象を遊びに取り入れられたり、自然の不思議さをいろいろな方法で確かめたりして、身近な事象への関心が高まるようになる。</p>
<p>共に遊んだり、世話をしたりなどの中で、生き物への愛着を感じ、生命の営みの不思議さや生命の尊さに気付く、生命の素晴らしさに感動して、身近な動植物を命あるものとしていたわり大切にすることを学ぶようになる。</p>
36

<p>数量・図形、文字等への関心・感覚</p> <p>遊びや生活の中で、数量などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりして、必要感からこれらを活用することを通して、数量・図形、文字等への関心・感覚が一層高まるようになる。</p>
<p>遊びや生活の中で自分たちに関係の深い数量、長短、広さや速さ、図形の特徴などに親しむ体験を重ね、必要感から数えたり、比べたり、組み合わせたりすることを通して、数量・図形等への関心・感覚が高まるようになる。</p>
<p>遊びや生活の中で標識や文字が人と人をつなぐ役割を持つことに気付く、読んだり、書いたり、使ったりすることを通して、文字等への関心・感覚が高まるようになる。</p>
<p>言葉による伝え合い</p> <p>言葉を通して先生や友達と心を通わせ、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付けるとともに、思い巡らしたりしたことなどを言葉で表現することを通して、言葉による表現を楽しむようになる。</p>
<p>相手の話の内容を注意して聞いて分かったり、自分の思いや考えなどを伝える相手や状況に応じて分かるように話したり、話し合ったりするなどして、考えをまともな深めるようになり、言葉を通して先生や友達と心を通わせるようになる。</p>
<p>イメージや思い巡らしたりしたことなどを言葉で表現することを通して、遊びや生活の中で文字などが果たす意味や役割、必要性が分かり、必要に応じて具体的な物と対応させて、文字を読んだり、書いたりするようになる。</p>
<p>絵本や物語などに親しみ、自分の未知の世界に出会うなどしながら興味を持って聞き、思い巡らすなどの楽しさに没頭することを通して、その言葉の持つ音の美しさや意味の面白さなどを友達と共有し、必要に応じて言葉による表現を楽しむようになる。</p>
<p>幼稚園生活を展開する中で、新たな環境との出会いを通して、幼児の持っている言葉が膨らんだり、未知の言葉と出会ったりする中で、新しい言葉や表現に関心が高まり、それらの獲得に楽しさを感じるようになる。</p>
37

豊かな感性と表現

みずみずしい感性を基に、生活の中で心動かす出来事に触れ、感じたことや思い巡らしたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりして、表現する喜びを味わい、意欲が高まるようになる。

みずみずしい感性を基に、生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、思いを膨らませ、様々な表現を楽しみ、感じたり考えたりするようになる。

遊びや生活の中で感じたことや考えたことなどを音や動きなどで楽しんだり、思いのままにかいたり、つくったり、演じたりなどして表現するようになり、友達と一緒に工夫して創造的な活動を生み出していくようになる。

自分の素朴な表現が先生や他の幼児に受け止められる経験を積み重ねながら、動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだり、友達と一緒に表現する過程を楽しんだりして、表現する喜びを味わい、表現する意欲が高まるようになる。

資質・能力の育成に向けた幼稚園教育要領等の内容の改善・充実

幼稚園教育要領との構成の見直し

各学校種共通で示された総則の見直しのほか、幼稚園教育要領固有事項として以下の見直しを行う

- 教育課程や預かり保育を含め、登園から降園までの幼児の生活全体を捉えた全体的な計画の作成を位置付ける
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を新たに位置付ける

資質・能力の整理を踏まえた教育内容の見直し

- 現在の領域構成を引き継ぎつつ、資質・能力の三つの柱に沿って、内容の見直しを図る

現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

近年の子供の育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ以下のとおり教育内容を見直す

- 状況に応じ自ら機敏に行動することができるようにする、安全についての理解を深める
- 体の諸部位を使った様々な体験を重視する、食の大切さに気付いたり食に対する態度を身に付ける
- くじげずに自分でやり抜く、前向きな見通しをもつ、自分のよさや特徴に気付き自信を持って行動する
- 具体的な活動の中で思考の過程を示すなど、思考力の芽生えを育む
- 我が国や地域社会における様々な文化や伝統に触れ、親しみを持てるようにする
- 言葉の獲得の楽しさを感じたり、言葉でやりとりしながら自分の考えをまとめたりする
- 自然や生活の中にある音や素材に触れる機会の充実を図る

等

預かり保育と子育て支援の充実

- 預かり保育について、教育課程の時間を含めた全体の中で計画・実施する必要性や地域の人々連携などチームとして取り組む例を示す
- 子育て支援について、心理士、小児保健の専門家、幼児教育アドバイザーなどの活用や地域の保護者と連携・協働しながら取り組む

40

幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 在園期間が異なる幼児がいること、教育及び保育の時間が異なる幼児がいることなどを前提に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえながら、教育及び保育の全体的な計画を策定するということが重要である。
- 2歳児後半から3歳児以上の幼児との交流の機会をつくりながら、幼児一人一人が期待感や安心感を持って3歳児の学級に移行できるようにすることが望ましい。
集団生活の経験年数の違う幼児と一緒に過ごす3歳児の学級では、幼児及び保護者と担任の保育教諭等が信頼関係を築くとともに、2歳児から移行する幼児と3歳児から入ってくる幼児同士のつながりをつくっていくことが重要である。
- 生活形態が異なる保護者間の相互理解や交流が深まるよう工夫すること。その際、保護者同士が子育てに対する新たな考えに出会い気付き合うなどの視点も重要である。

等



41

必要な条件整備等について

- 幼稚園等は若い世代の入れ替わりが多く経験に基づく知見が蓄積されにくく、また、預かり保育等へのニーズの高まりから研修時間の確保が難しい現状を踏まえると、教員の資質・能力の向上を図るための研修の在り方が喫緊の検討すべき課題。
- 園内研修の継続・充実、園外研修の機会の確保が必要。特に、近年の園の小規模化を踏まえ、複数園による教員の交流機会の確保も重要。
国や教育委員会等の教材の開発や研修体制の充実、各園と地域の教員養成系大学や幼児教育研究団体等との連携も必要。
- 市区町村を中心に指導主事や幼児教育アドバイザーの育成・配置、都道府県を中心に地域の拠点となる幼児教育センターの設置など、推進体制の整備が求められる。
- 幼稚園教育要領の改訂内容と保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂内容との整合性を図っていく。

42

幼稚園におけるカリキュラム・マネジメント

幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントの重要性

- ①教科書のような主たる教材を用いず環境を通して行う教育を基本としていること
- ②家庭との関係において緊密度が他校種と比べて高いこと
- ③預かり保育や子育ての支援などの教育課程以外の活動が、多くの幼稚園等で実施されていること



幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントは極めて重要

以下の3つの側面から、園長のリーダーシップの下、園全体でカリキュラム・マネジメントを実施

- ① 各領域のねらいを相互に関連させ、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」等を念頭に置きながら、教育目標等を踏まえた総合的な視点で、目標達成のために必要な具体的なねらいや内容を組織する
- ② 教育内容の質の向上に向けて、幼児の姿や就学後の状況、家庭や地域の現状等に基づき、教育課程を編成、実施、評価して改善を図るPDCAサイクルを確立する
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、家庭や地域の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる

43

各学校段階を通じた教育のイメージ（検討案）

平成28年6月1日
教育課程部
高等学校部
資料3

【高等学校】

⇒主に生涯にわたる社会生活やより主体的な社会参画、その後の専門的な学習のために必要となる 資質・能力

- 知識・技能
- 思考力・判断力・表現力等
- 学びに向かう力、人間性

○「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」、「18歳の段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、初等中等教育の出口のところで身に付けておくべき力を明確にしなが、幼・小・中・高の教育を、縦のつながりの見直しを持って系統的に組織していくことが重要（「論点整理」より）

【中学校】

⇒主に生涯にわたる社会生活の基盤となる 資質・能力

- 知識・技能
- 思考力・判断力・表現力等
- 学びに向かう力、人間性

○これを踏まえ、小・中・高については、育成すべき資質・能力の三つの柱（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性」）に沿って、各学校段階で育成すべき資質・能力を明確化することとしてはどうか。

○その上で、学習指導要領・総則において、各学校段階の教育を通じて育成すべき資質・能力として示すこととしてはどうか。

【小学校】

⇒主に日常生活から身近な社会生活を送るに あたり必要となる資質・能力

- 知識・技能
- 思考力・判断力・表現力等
- 学びに向かう力、人間性

○なお、幼児教育については、三つの柱に沿って資質・能力の育成を行うが、遊びを通しての総合的な指導の中で一体的に育まれるため、5歳児修了時までには育てほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として整理している。

【幼児教育】 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

健康な心と体

自立心

協同性

道徳性・規範意識の芽生え

社会生活との関わり

思考力の芽生え

自然との関わり・生命尊重

数量・図形、文字等への関心・感覚

言葉による伝え合い

豊かな感性と表現

44

幼児教育と小学校教育との接続

※「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日)より抜粋

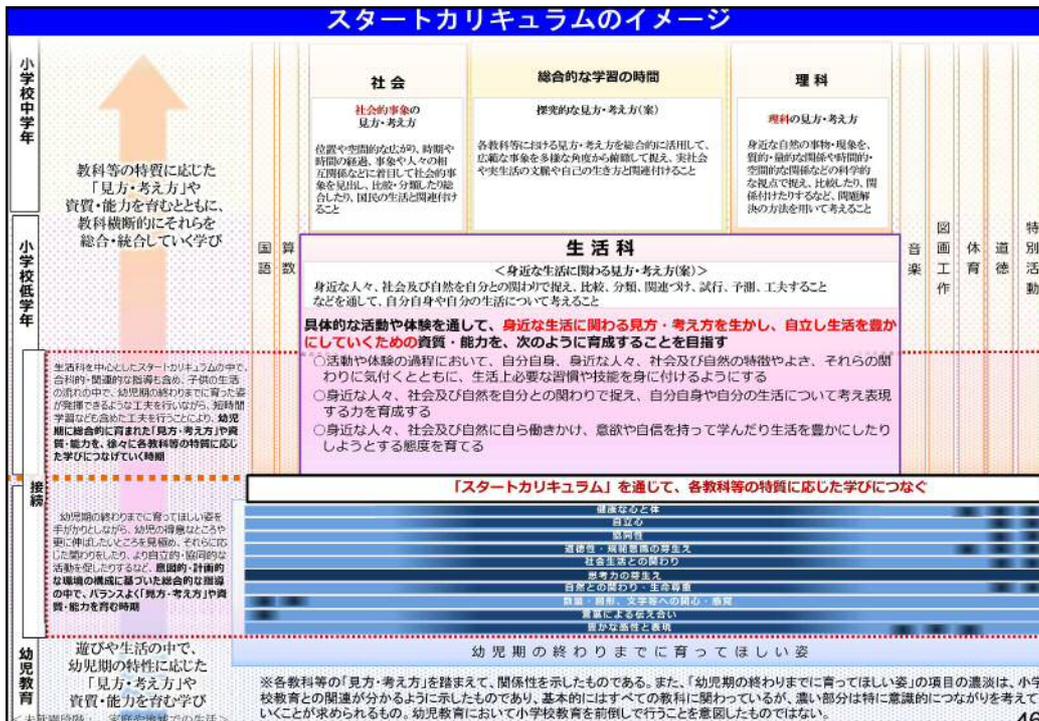
○ **小学校低学年は、学びがゼロからスタートするわけではなく、幼児教育で身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、子供たちの資質・能力を伸ばしていく時期である。**

○ 幼稚園教育要領においては、前述の1. に示したとおり、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の各領域において、資質・能力の三つの柱に沿って内容の見直しを図ることや、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を位置付けることとしているところである。こうした改善を踏まえ、**小学校教育においては、生活科を中心としたスタートカリキュラムを学習指導要領に明確に位置付け、その中で、合科的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫(※)も行いながら、幼児期に総合的に育まれた資質・能力や、子供たちの成長を、各教科等の特質に応じた学びにつなげていくことが求められる。**

○ その際、**スタートカリキュラムにおける学習を、小学校におけるその後の学習に円滑につなげていくという視点も重要である。**

※「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」(平成22年11月)においては、**スタートカリキュラム編成上の留意点として、幼稚園、保育所、認定こども園と連携協力すること、個々の児童に対応した取組であること、学校全体での取組とすること、保護者への適切な説明を行うこと、授業時間や学習空間などの環境構成、人間関係づくりなどについて工夫することを挙げている。**

45



幼稚園教育要領の改善のイメージ（たつき台案）

※今後、小学校・総則の改善のイメージ(たつき台案)の修正などに伴い、変更の可能性がある。

現行幼稚園教育要領の構成	幼稚園教育要領の改善のイメージ(たつき台案)	小学校・総則の改善のイメージ(たつき台案)
前文	⇒「社会に開かれた教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことの意義について示す	⇒「社会に開かれた教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことの意義について示す
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
第1 幼稚園教育の基本 教育基本法、学校教育法等の法令に示された幼稚園教育の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義 ・人格形成の基礎を培うこと、環境を通して行う教育 1 幼児期にふさわしい生活の展開 2 遊びを通しての総合的な指導 3 一人一人の発達の特性にに応じた指導 ・計画的な環境の構成、教師の役割	第1 幼稚園教育の基本 何ができるようになるか 教育基本法、学校教育法等の法令に示された幼稚園教育の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義 ・人格形成の基礎を培うこと、環境を通して行う教育 1 幼児期にふさわしい生活の展開 2 遊びを通しての総合的な指導 3 一人一人の発達の特性にに応じた指導 ・育みたい資質・能力と各領域、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(仮称)との関係(新) ・教師の役割(第3章) ・教材研究(新) ・幼稚園教育を通じて育みたい資質・能力と初等中等教育(幼・小・中・高)を通じて育成を目指す資質・能力との関係(新) ・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性(新) ・資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現(新) ・各学校において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性(新) ・各領域のわがいを相互に関連させ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校での学びを念頭に置きながら、幼稚園等の教育目標等を踏まえた総合的な視点でねらいや内容を組織すること(新) ・教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を効果的に組み合わせ実施することの必要性(新) ・幼児の姿や就学後の状況、家庭や地域の現状等に基づき、教育課程を構成し、実施し、評価して改善を図るPDCAサイクルを確立すること。(新)	第1 小学校教育の基本 何ができるようにするか 1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された小学校教育の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義 2 「生きる力」の理念に基づき知・徳・体の総合的な育成 ・「確かな学力」：学力3要素、児童の学習習慣 ・「豊かな心」：道徳科を要した道徳教育、豊かな情操の育成 ・「健康な心と体」：体育・健康に関する指導 3 小学校教育を通じて育成を目指す資質・能力 ・「生きる力」を一体的に捉えた、小学校教育を通じて育成を目指す資質・能力の三つの柱について ・小学校教育を通じて育成を目指す資質・能力と初等中等教育(幼・小・中・高)を通じて育成を目指す資質・能力との関係 ・各教科等間で育成する資質・能力との関係 ・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性 4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現 ・各学校において、「何ができるようにするか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性 ・小学校教育を通じて育成を目指す資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を構成すること ・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせ実施することの必要性 ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性

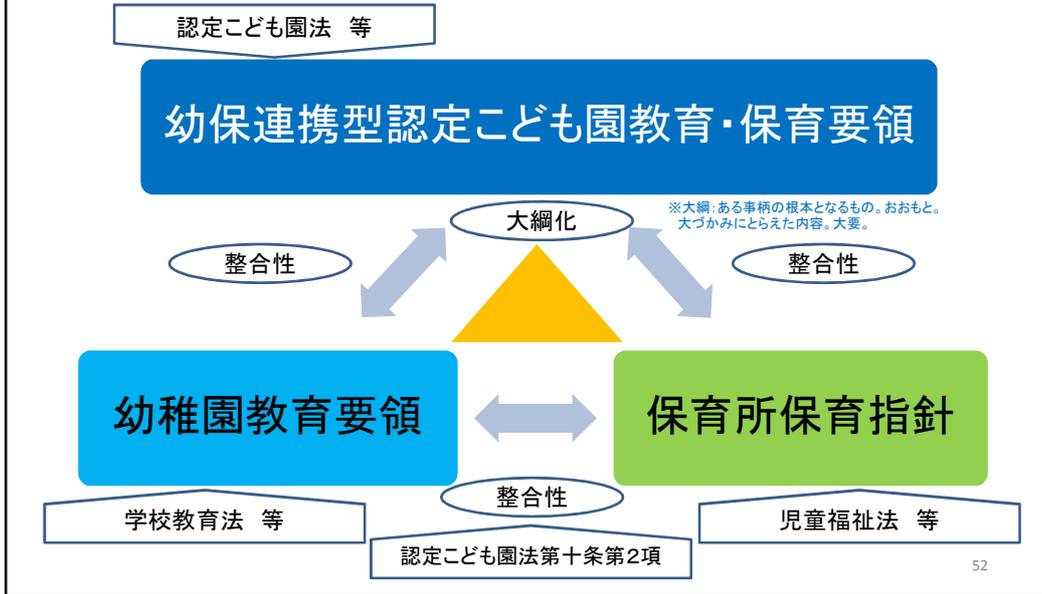
幼稚園教育要領の改善のイメージ（たつき台案）		
<small>※今後、小学校・総則の改善のイメージ(たつき台案)の修正などに伴い、変更の可能性がある。</small>		
<small>・赤字:小学校学習指導要領・改善のイメージ案との相違点 ・(新):新たに加える事項 (新※):新たに加える事項で、現行小学校学習指導要領には既にある事項 ・(第3章):現行幼稚園教育要領の第3章から第1章に変更する事項</small>		
<small>・アンダーライン:現行幼稚園教育要領との相違点</small>		
現行幼稚園教育要領の構成	幼稚園教育要領の構成のイメージ(たつき台案)	小学校・総則の改善のイメージ(たつき台案)
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
第2 教育課程の編成 ・教育課程編成の基本 1 わらいと内容を組織すること、幼児期の発達の特徴を踏まえること、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもつこと 2 教育週数 3 教育時間	第2 教育課程等の編成 何を学ぶか 1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成(新) ・各学校において、育成を目指す資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する。(新) 2 教育課程の編成の基本 ・わらいと内容を組織すること、幼児期の発達の特徴を踏まえること、入園から修了に至るまでの長期的な視野を持つこと ・ 全体的な計画の作成の配慮事項(新)など ・教育週数 ・教育時間 3 <u>幼稚園と小学校との接続(第3章)</u> 48	第2 教育課程の編成 何を学ぶか 1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成 ・各学校において、育成を目指す資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する。 2 教育課程の編成における共通の事項(授業時数、内容の取扱い) ・年間の授業日数(週数) ・児童会活動、クラブ活動、学校行事 ・1単位時間の適切な設定 ・創意工夫を生かした弾力的な時間割 ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え ・指導の順序の工夫 ・学年の目標及び内容の示し方の趣旨 ・複式学級 3 学校段階間の接続 ・幼小の円滑な接続のためのスタート・カリキュラム(低学年において生活科を中心に合科的・関連的指導などの工夫) ・小学校と中学校の接続と義務教育学校(義務教育学校では学年段階の区切りに応じた資質・能力を設定) 4 横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係 5 調和の取れた全体の指導計画 ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導 ・2学年を見通した指導 ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導 ・合科的・関連的な指導

幼稚園教育要領の改善のイメージ（たつき台案）		
<small>※今後、小学校・総則の改善のイメージ(たつき台案)の修正などに伴い、変更の可能性がある。</small>		
<small>・赤字:小学校学習指導要領・改善のイメージ案との相違点 ・(新):新たに加える事項 (新※):新たに加える事項で、現行小学校学習指導要領には既にある事項 ・(第3章):現行幼稚園教育要領の第3章から第1章に変更する事項</small>		
<small>・アンダーライン:現行幼稚園教育要領との相違点</small>		
現行幼稚園教育要領の構成	幼稚園教育要領の構成のイメージ(たつき台案)	小学校・総則の改善のイメージ(たつき台案)
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
	第3 指導計画の作成・実施と評価(新) どのように学ぶか 何が身に付いたか 1 指導計画の作成・実施 (1) <u>指導計画の考え方(第3章)</u> ・指導計画の考え方(第3章) (2) <u>指導計画の作成上の留意事項(第3章)</u> ・指導計画の作成(第3章) ・入園から修了までの生活(第3章) ・長期の指導計画と短期の指導計画(第3章) (3) <u>指導計画の実施上の留意事項(第3章)</u> ・育成を目指す資質・能力をイメージし、主体的・対話的で深い学びを通じて計画的に育成していくことの重要性(新) ・言語活動の充実(新※) ・ 体験の多様性と関連性(第3章) ・ 幼児が見通しを立てたり振り返ったりする活動(新※) ・ <u>指導上の工夫(第3章)</u> ・ 個から集団へ(新) ・ <u>安全に関する事項(第3章)</u> ・ <u>行事の指導(第3章)</u> ・ 視聴覚教材等の活用(新※) 2 評価の充実(新) ・ <u>わらい及び内容、5歳児の評価において幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(仮称)を踏まえた評価を行う(新)</u> ・ 評価による指導の改善(新※)	第3 教育課程の実施と学習評価 どのように学ぶか 何が身に付いたか 1 教育課程の実施 (1) 指導内容の具体化 ・第2章以下に示す各教科等の内容のまとめ(単元、題材、主題など)ごとに、育成を目指す資質・能力をイメージし、主体的・対話的で深い学びを通じて計画的に育成していくことの重要性 ・特に重要となる学習活動の在り方 ー 資質・能力の育成の基盤としての言語の役割と言語活動を充実させることの必要性 ー 体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習 ー 児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動(それぞれの活動等の意義や必要性、主体的・対話的で深い学びとの関連を記述) (2) 教育課程の実施上の留意事項 ・発展的な内容の指導と留意点 ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用(情報活用能力の育成と情報機器の活用とを分けて記述)(※第2の3との関係整理) ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実 2 学習評価の充実 ・各教科等の目標に応じて評価を行う ・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う(※各教科等の観点は示さない) ・評価による指導の改善、学習意欲の向上

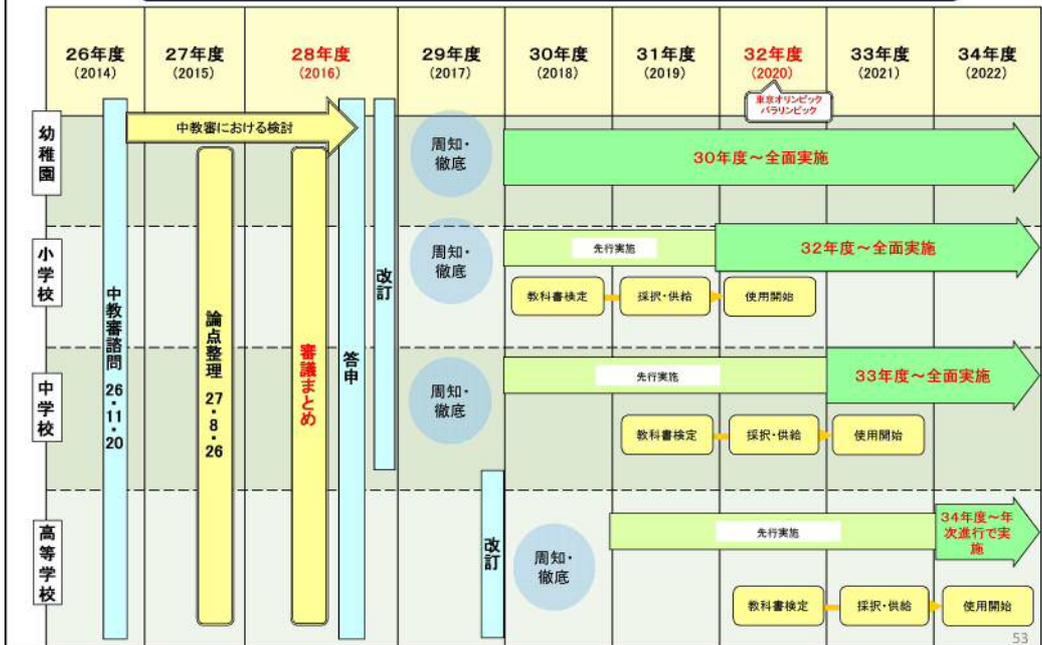
幼稚園教育要領の改善のイメージ（たつき台案）		
※今後、小学校・総則の改善のイメージ（たつき台案）の修正などに伴い、変更の可能性はある。 ・赤字：小学校学習指導要領・改善のイメージ案との相違点 ・アンダーライン：現行幼稚園教育要領との相違点 ・（新）：新たに加える事項（※※）：新たに加える事項で、現行小学校学習指導要領には既にある事項 ・（第3章）：現行幼稚園教育要領の第3章から第1章に変更する事項		
現行幼稚園教育要領の構成	幼稚園教育要領の構成のイメージ（たつき台案）	小学校・総則の改善のイメージ（たつき台案）
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
	第4 幼児の発達を踏まえた指導（新） 個々の幼児の発達をどのように支援するか 1 障害のある 幼児 への指導（第3章） ・個々の 幼児 の障害の状態や学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと（第3章） ・「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の作成について（第3章） 2 海外から帰国した 幼児 等の園生活への適応や日本語指導（新） ・個々の 幼児 の園生活への適応と外国における経験をいかした指導（新） ・日本語の習得に困難のある 幼児 への指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと（新） 3 満3歳児への指導（新）	第4 児童の発達を踏まえた指導 個々の児童の発達をどのように支援するか 1 児童の発達の支援 ・学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導を充実すること ・各教科等の指導に当たり、児童が自らの将来について考える機会を設けるなどキャリア教育を充実すること ・児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、習熟度別指導、課題学習、補充・発展学習など、個に応じた指導を充実すること 2 特別な配慮を必要とする児童への指導 (1) 障害のある児童への指導 ・個々の児童の障害の状態や学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと ・特別支援学級における教育課程の構造、配慮事項について ・通級による指導に関する教育課程の構造、配慮事項について ・「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の作成について (2) 海外から帰国した児童等の学校生活への適応や日本語指導 ・個々の児童の学校生活への適応と外国における経験をいかした指導 ・日本語の習得に困難のある児童への指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

幼稚園教育要領の改善のイメージ（たつき台案）		
※今後、小学校・総則の改善のイメージ（たつき台案）の修正などに伴い、変更の可能性はある。 ・赤字：小学校学習指導要領・改善のイメージ案との相違点 ・アンダーライン：現行幼稚園教育要領との相違点 ・（新）：新たに加える事項（※※）：新たに加える事項で、現行小学校学習指導要領には既にある事項 ・（第3章）：現行幼稚園教育要領の第3章から第1章に変更する事項		
現行幼稚園教育要領の構成	幼稚園教育要領の構成のイメージ（たつき台案）	小学校・総則の改善のイメージ（たつき台案）
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
	第5 幼稚園生活の充実のための学校運営上の留意事項 実施するために何が必要か 1 幼稚園における指導体制の充実（新） ・ 学童 指導を改善・充実していく体制（校内研修体制）（新） ・学校間の連携、交流（第3章） 2 家庭・地域との連携・協働（新） ・家庭や地域との連携・協働（第3章） ・障害のある幼児との交流及び共同学習（第3章） ・高齢者などとの交流の機会（新） 第6 教育課程に係る教育時間終了後等を行う教育活動など ・教育課程に係る教育時間終了後等を行う教育活動、子育ての支援	第5 学習活動の充実のための学校運営上の留意事項 実施するために何が必要か 1 学校の指導体制の充実 ・学習指導を改善・充実していく体制（校内研修体制） ・学校間の連携、交流 2 家庭・地域との連携・協働 ・家庭や地域との連携・協働 ・障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習 ・高齢者などとの交流の機会 第6 道徳教育推進上の配慮事項 ・全体計画の作成、道徳教育推進教師 ・指導内容の重点化（低・中・高） ・豊かな体験の充実 ・家庭、地域との連携・協働 別表 各教科等の見方・考え方 ⇒各教科等の学習において働かせ、育成する見方・考え方の一覧を示す
第3章 教育課程に係る教育時間終了後等を行う教育活動など ・教育課程に係る教育時間終了後等を行う教育活動、子育ての支援	第3章 教育課程に係る教育時間終了後等を行う教育活動など ・教育課程に係る教育時間終了後等を行う教育活動、子育ての支援	
第2章 わらい及び内容	第2章 わらい及び内容並びに幼児期の終わりに育てほしい姿（仮称）	
「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」	第1 わらい及び内容 ⇒ 真実・能力 による見直しや現代的な課題を踏まえた「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の内容等を示す 第2 幼児期の終わりに育てほしい姿（仮称）（新）	
第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動などの留意事項	第3章 指導計画及び教育課程 に係る教育時間の終了後等を行う教育活動などの留意事項	
第1 指導計画の作成に当たっての留意事項 1 一般的な留意事項 2 特に留意する事項 第2 教育課程に係る教育時間終了後等を行う教育活動などの留意事項 1 教育課程に係る教育時間終了後等を行う教育活動 2 子育ての支援	第1 教育課程に係る教育時間終了後等を行う教育活動 2 子育ての支援	

幼稚園教育要領・保育所保育指針・
幼保連携型認定こども園教育・保育要領の関連性(イメージ)



今後の学習指導要領改訂スケジュール (現時点の進捗を元にしたイメージ)



幼稚園教育要領の普及・啓発

現在、幼稚園教育要領の改訂の議論が進められ、今年度中に新しい幼稚園教育要領が示される予定である。新幼稚園教育要領の実施を控え、その趣旨の徹底を図るために解説書等の作成、説明会の開催等の取組を実施する。

今後のスケジュール

平成28年度	中教審答申、新幼稚園教育要領の告示
平成29年度	新幼稚園教育要領の周知・徹底
平成30年度	新幼稚園教育要領の全面实施予定

新幼稚園教育要領の解説書等の作成

- 新幼稚園教育要領の解説書の作成
新幼稚園教育要領を正しく理解するため、記述の意味や解釈などの詳細について説明した解説書を作成。
- 新幼稚園教育要領に関する指導書の作成
新幼稚園教育要領を着実に実施していくため、幼小接続などに関する具体的な実践事例とその解説などを掲載し、教職員の実践の手掛かりとなる指導書を作成。
- 幼児期の教育に関するパンフレットの作成
家庭や地域との連携を図るため、新しい幼稚園教育要領の理念などについて分かりやすく解説し、社会全体の理解増進をはかるパンフレットを作成。

新幼稚園教育要領の趣旨の徹底

中央協議会(文部科学省)
(新幼稚園教育要領の説明、先進事例の発表等)

教育委員会指導主事、幼稚園園長等の参加



都道府県協議会(教育委員会)
(中央協議会を踏まえ新幼稚園教育要領の説明、地域住民や保護者への周知)

公立私立幼稚園教員、小学校教員、
保護者や地域の関係者等の参加

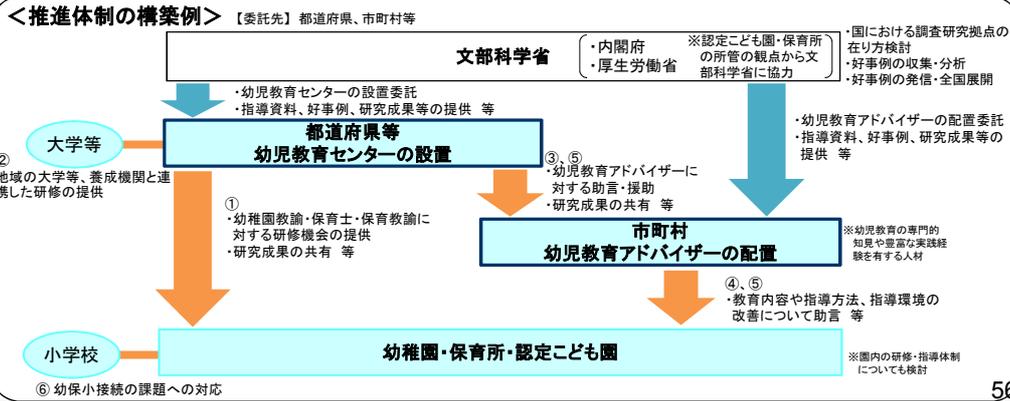
54

まとめにかえて

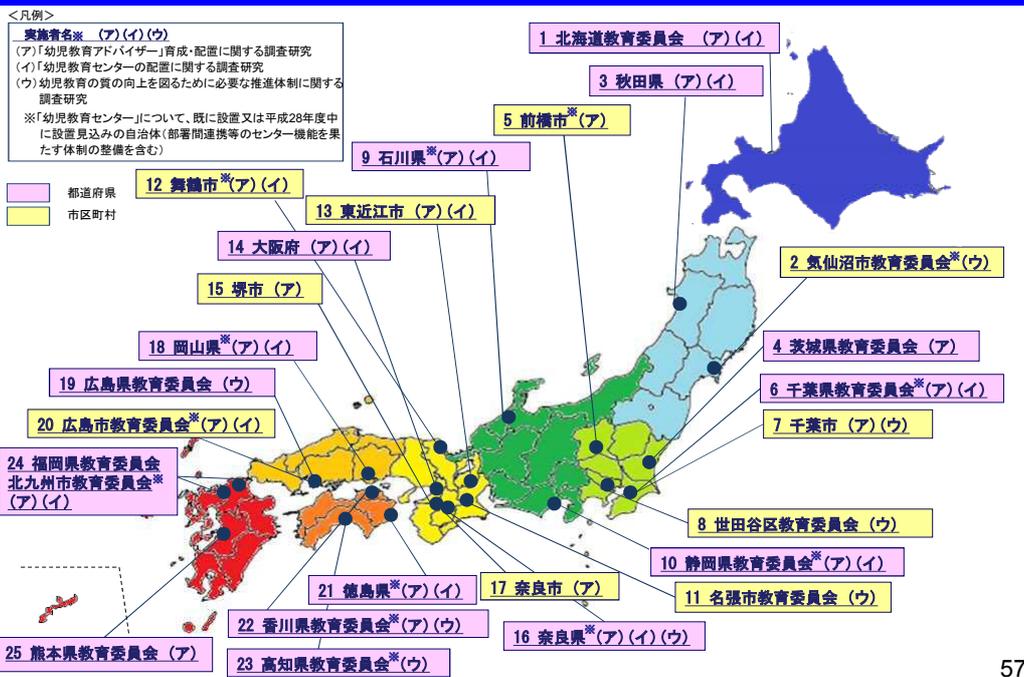
幼児教育の推進体制構築事業

- すべての子供に質の高い幼児教育の提供を目指す、子ども・子育て支援新制度の施行により、幼児教育の提供体制の充実が図られているところであるが、**提供される幼児教育の内容面についても充実を図る必要がある。**
- **幼稚園・保育所・認定こども園を通して、幼児教育の更なる質の充実を図るため**、地域の幼児教育の拠点となる「**幼児教育センター**」の設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「**幼児教育アドバイザー**」の育成・配置など、以下の課題等への効果的な対応のために適切な、**地方公共団体における幼児教育の推進体制を構築するためのモデル事業を行い、好事例を収集・分析した上でその成果を全国展開する。**

- ① 都道府県による私立幼稚園・保育所等を含めた研修機会の提供の在り方 ② 研修の提供に当たっての大学等、地域の養成機関との連携
 ③ 都道府県による域内市町村に対する助言・指導の在り方 ④ 市町村による域内の幼児教育施設への助言等の在り方
 ⑤ 助言等を行う人材の育成方法 ⑥ 幼保小接続の課題へ対応するための幼児教育施設・小学校双方での対応の在り方 等



幼児教育の推進体制構築事業 採択先一覧



幼児教育アドバイザーの状況

選択肢	都道府県 ・政令指定都市数 (割合 (%))	分類	
		都道府県・指定都市数	
① 都道府県・指定都市において配置している	7 (10.4)	幼稚園出身	16
② 都道府県において配置するとともに、域内の市町村においても配置している市町村がある	11 (16.4)	保育所出身	12
③ 域内の市町村において配置している市町村がある	9 (13.4)	小学校出身	4
④ 配置していない	40 (59.7)	学識経験者	4
		その他 (障害幼児施設長、 特別支援学校出身)	2

業務内容	都道府県 ・政令指定都市数	具体的な内容
巡回指導	16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育参観、指導、協議、園経営、人材育成、園長・主任の相談役 ・ 就学前教育・保育施設の訪問で、保育内容や指導計画等について助言等 ・ 保育改善、園運営に関わる相談。研究会事前指導及び資料作成。カリキュラム等の改善 ・ 保育内容の充実、保育方法の充実、園内研修の活性化、研修リーダーの育成 等
研修講師	13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育センターにおける研修において、講話や研究協議の助言等を実施 ・ 幼稚園、保育所での園内研修講師 等
その他	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育に関する調査研究、関係団体との連絡・調整 等 ・ 保幼小連携の助言 等 ・ 園・所に対する相談業務 接続モデルカリキュラムの作成 等 ・ 家庭や地域への乳幼児教育の情報発信、家庭と保育所・幼稚園をつなぐ等

文部科学省初等中等教育局幼児教育課調べ（平成28年5月時点）

58

幼児教育に関する施設に対する行政の主な関与

	都道府県		市町村	
	教育委員会	首長部局	教育委員会	首長部局
幼稚園	県立幼稚園の設置管理運営 私立幼稚園に関する専門的事項に関する知事への助言・援助(求めに応じ)	私立幼稚園の設置認可・監督 私立幼稚園(私学助成園)に対する助成	市町村立幼稚園の設置管理運営	私立幼稚園(新制度)に係る施設型給付費の支弁
保育所		県立保育所の設置管理運営 私立保育所の設置認可 県内の保育所の設備運営の基準の策定、設置者に対する勧告等 認可外保育所に対する措置		市町村立保育所の設置管理運営 私立保育所に係る施設型給付費の支弁
認定こども園	幼保連携型認定こども園の教育に関する事務への意見陳述	私立幼保連携型認定こども園の認可・監督 幼稚園型・保育所型等の認定こども園の認定 県内の認定こども園の設備運営の基準の策定、設置者に対する勧告等	認定こども園の教育に関する事務への意見陳述	市町村立認定こども園の設置管理運営 私立認定こども園に係る施設型給付費の支弁
	認定こども園の適切・円滑な事務のための地方公共団体の長及び教育委員会相互の緊密な連携協力			
その他	県内の教育に関する事務に関すること 市町村の教育事務に関する指導助言援助	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定 市町村の支援事業支援計画作成上の技術的助言	市町村内の教育に関する事務に関すること	市町村子ども・子育て支援事業支援計画の策定
	総合教育会議の実施及び教育の総合施策大綱の策定			

(政令市・中核市との関係については省略) 59

幼児教育指導者養成研修（平成28年度より新規）

開催日程 平成28年11月30日～12月2日（3日間）

開催場所 独立行政法人教員研修センター（茨城県つくば市）

研修の特色

- 講義、協議等を通して、幼児教育で重視される課題（教育内容）の理解と生かし方、幼小接続における小学校教育の観点からの幼児期の学びを押さえた取組、幼児教育と家庭、地域社会との連携のあり方等を学ぶことができます。

本研修の対象者

- 都道府県・指定都市・中核市の幼児教育担当指導主事、教育センターの研修担当指導主事等
- 都道府県・指定都市・中核市の子ども・子育て支援新制度担当者
- 幼稚園、保育所、認定こども園の教職員であって、各地域において本研修内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者として活動を行う者 等

実施する研修内容

- 幼児教育の最新の動向・知見等を踏まえつつ、指導助言を通じて、各園における教員の指導のレベルをあげるために必要となる知識の習得
- 県内（域内）の市町村等の幼児教育担当者の育成に係る際に必要となる知識の習得

本研修の受講者は、各地域の研修の企画・立案を担い、指導者として各地域での研修を充実することにより、全国での幼児教育の質の向上を図ることが期待されます。

※ 研修の対象者、研修内容については検討中のため変更の可能性があります。

※ 詳細については、追って、独立行政法人教員研修センターから、各都道府県等に連絡する本研修実施要項を参照ください。

60

国立教育政策研究所における幼児教育研究センターの新設

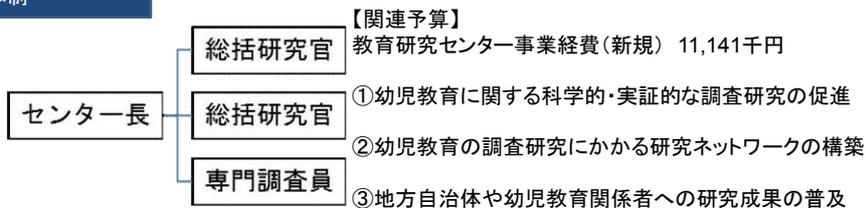
1. 趣旨

・幼児教育の質の向上や幼児教育の段階的無償化等に関する議論の進展を踏まえ、幼児教育の観点からより効果的な研究活動を遂行するため、幼児教育研究に特化したセンターを平成28年4月に国立教育政策研究所内に設置。

・幼児教育に関する国の調査研究拠点としての役割を担う。

・内外の研究機関との研究ネットワークの構築や研究成果の普及、調査事業の実施など新たな業務に対応するため、研究体制を強化。

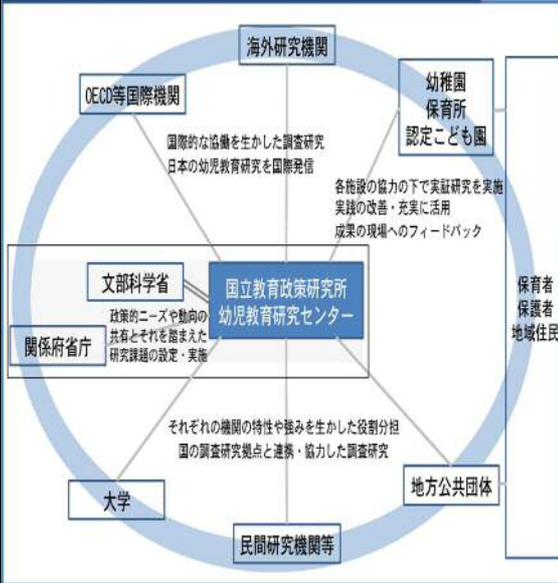
2. 体制



61

国立教育政策研究所における幼児教育研究センターの新設

3. 国の調査研究拠点を核とした研究ネットワークの構築イメージ



4. 取り組むことが期待される研究課題 (平成28年3月 幼児教育に関する調査研究拠点 の整備に向けて(報告書)より)

- ① 幼児教育の質を評価する指標に関する研究
 - ・ 幼児教育を通じて身に付けた力の評価に関する研究
 - ・ 幼児教育がその後の教育や生活にもたらす影響に関する調査
- ② 政策形成や幼児教育の実践の参考となるような研究成果の集約
- ③ 幼児期に育成すべき資質・能力(特に非認知的能力)がどのように培われるのかといった研究
- ④ OECD等の国際機関と連携した調査研究

幼児教育振興法成立後の展望

幼児教育の定義

幼児教育は、幼稚園、保育所、認定こども園といった幼児教育の機能を有する施設をはじめ、家庭、地域等の多様な場において行われており、それらの全ての場を通じて、質の高い幼児教育が行われなければならない。

* 新制度の問題点

- ① 措置制度が残った。2号・3号の子どもは子ども園と親が直接契約するのではない。
- ② 公定価格の安定性：1号子どもの財源は私学助成・就園奨励費が使われている。
- ③ 福祉事業の発想と私立幼稚園教育理念。

* 幼稚園入園前の全ての子どもに対する家庭教育支援事業

第二条 (基本理念)

幼児教育の振興に当たっては、幼児教育の水準の維持向上が図られなければならない。

2 幼児教育の振興に当たっては、全ての子供がひとしく幼児教育を受けることができるような環境の整備が図られなければならない。

3 幼児教育の振興に当たっては、障害のある子供がその特性を踏まえた十分な幼児教育を受けられるよう配慮されなければならない。

4 幼児教育の振興に当たっては、幼児教育が義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることに鑑み、幼児教育と小学校における教育との円滑な接続に配慮されなければならない。

5 幼児教育の振興に当たっては、幼児教育に携わる者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- * 全ての子供がひとしく幼児教育を受けるとはどういうことかが検討課題となる。
- * 今回の幼稚園教育要領の改訂で、小学校との接続が意識され、5歳児修了時までに育ってほしい10の姿が示される。このことは、幼児期の育ちを小学校で引き継いで欲しいとの願いが込められているが、小学校からは育ちの評価を行ってほしいとの要望が出るリスクもある。幼稚園教育要領・小学校学習指導指針改定の意図は、小学校にも幼稚園教育の育ちの視点を持つことを求めているが、現場がこれをどう理解するかが課題である。

第十二条 (人材の確保等)

国及び地方公共団体は、地方公共団体以外のものが設置する幼児教育施設を中心として、幼児教育施設の教職員を確保し、養成し、及びその資質を向上させるため、各幼児教育施設における賃金その他の待遇の実態を考慮した待遇の改善、適切な配置、研修の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- * この条文が入ることによって、私学助成にも人材確保のための予算が請求できる。29年度に私学助成の中に処遇改善費が別建てで新設された。幼児教育現場全体の処遇改善は求められなければならない。
- * 認定こども園においては、長期に勤務した者に対しての処遇改善費が盛り込まれた。ただ単に経験年数だけで一定の給与改善を求めることは難しく、何らかの資格が必要とな

る。

- * 私学助成園に対しては、5年以上経験した者に対してミドルリーダー研修を実施し、その研修修了者には一般の私学助成に上乘せの補助制度で、長期に努めた教諭に対しての給与改善を図ることを全日本私立幼稚園連合会と文部科学省とで検討している。

第十三条 （質の評価の推進）

国及び地方公共団体は、幼児教育施設においてその提供する幼児教育の質の評価が行われるよう、必要な手法の開発及びその成果の普及その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- * 機構が行っている「幼児教育の質の向上の評価」への取り組みを軸として、評価の仕組みを検討する段階に来ている。書面だけによる評価は、最低水準の引き上げにはなるが、その水準は全ての幼稚園（幼稚園由来の認定こども園を含む）が満たしている。
- * 公開保育を義務付けることによって、地域の人に開かれた幼児教育の場を提供し、多くの視点を投入することによって評価を通しての均質化が排除できると考えている。公的資金を投入されている施設に対する第三者評価は避けて通れない喫緊の課題である。
- * 学校教育法上の質の評価は、自己評価・学校関係評価の延長線上にあり、学校内部のPDCAサイクルが機能しているかどうかの評価が問題となってくる。この評価機能を地方公共団体が持つことに対して強い危機感を持たなければならない。
- * 学校評価に対して第三者評価の視点を入れるのであれば、その費用に関しては私学助成の園に対しても、私学助成とは別建ての法制度が必要であると考えている。

第十四条 （家庭及び地域における幼児教育の支援等）

国及び地方公共団体は、家庭及び地域における幼児教育の支援を行うため、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、関係諸機関相互の連携の強化その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、幼児教育施設が行う家庭及び地域における幼児教育の支援が適切に行われるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- * 子ども子育て支援法では、家庭で子育てを選択することをした家庭への支援方策がない。
- * 幼児教育振興法を通して、全ての幼児教育機関が全ての子どもを対象として家庭教育を支援する体制を整備することが求められる。（従来は保育所にのみその事業に対する補助制度があった。）
- * 幼稚園の新たな役割として、満3歳以下の子どもたちに対して、どのような家庭教育支援施策があるか、どれだけの実力があるかが問われる時代を迎える。
- * 幼児教育施設は選択の時代を迎える。これは保育所も同じでありどの施設が有利という発想では対処できない。その地域に必要な施設は何か、必要な機能は何か問われる。
- * 私学助成園に対する施設建て替えへの補助制度の拡充（補助率の改善）を求めている。これからの私立幼稚園団体のまとまりにかかっている。

第十六条 （地方公共団体における幼児教育の振興に関する施策の実施体制の整備）

市町村は、幼児教育施設に対し、専門的知識又は技能に基づき助言その他の支援を行う者の確保等に努めるものとする。

2 都道府県は、市町村が講ずる前項の措置の実施の状況を踏まえ、同項に規定する者の確保に努めるものとする。

3 都道府県は、各市町村を通ずる広域的な見地から、幼児教育に関する調査研究、幼児教育に携わる者の研修、当該都道府県の区域内の市町村及び幼児教育施設に対する情報の提供及び助言その他の必要な施策を総合的に実施するための拠点としての機能を担う体制の

整備を行うよう努めるものとする。

- * “者”は公務員である必要はない。「幼児教育アドバイザー」の育成と同等の取り組みとして、機構では「園長・リーダー研修」、公開保育を通じて各園自らが保育を見直し質の向上につなげる取り組みを支援する「公開保育コーディネーター研修」がすでに行われている。
- * これらの研修は、文部科学省や地方自治体が推進する「幼児教育アドバイザー」の取り組みを先取りするものであるという合意が出来ている。上記の研修修了者を地域の「幼児教育アドバイザー」として委託されることになる。
- * 各地の私幼団体が、地域の総合的な幼児教育のリーダーとなるよう努力してほしい。

幼稚園教育要領改訂作業について

- * 幼稚園教育要領改訂の基本的学力観
 - ① 非認知能力（社会的・情動的スキル）
 - ② メタ認知能力
- * これからのスケジュール

* 5歳児修了時まで育てほしい具体的な10の姿

ア 健康な心と体

幼稚園生活の中で充実感や満足感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせながら取り組み、見通しを持って自ら健康で安全な生活を作り出していけるようになる。

イ 自立心

身近な環境に主体的に関わりいろいろな活動や遊びを生み出す中で、自分の力で行うために思い巡らしなどして、自分でしなければならないことを自覚して行い、諦めずにやり遂げることで満足感や達成感を味わいながら、自信をもって行動するようになる。

ウ 協同性

友達との関わりを通して、互いの思いや考えなどを共有し、それらの実現に向けて、工夫したり、協力したりする充実感を味わいながらやり遂げるようになる。

エ 道徳性・規範意識の芽生え

してよいことや悪いことが分かり、相手の立場になって行動するようになり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、決まりを守る必要性が分かり、決まりを作ったり守ったりするようになる。

オ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちを持ちつつ、いろいろな人と関わりながら、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に一層の親しみを持つようになる。

遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報を伝えあったり、活用したり、情報に基づき判断しようとしたりして、情報を取捨選択などして役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用したりなどして、社会とのつながりの意識等が芽生えるようになる。

カ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わり、物の性質や仕組み等を感じ取ったり気付いたりする中で、思い巡らし予想したり、工夫したりなど多様な関わりを楽しむようになるとともに、友達などの様々な考えに触れる中で、自ら判断しようとしたり考え直したりなどして、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

キ 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、身近な事象への関心が高まりつつ、好奇心や探求心を持って思い巡らし言葉などで表しながら、自然への愛情や畏敬の念を持つようになる。

身近な動植物を命あるものとして心を動かし、親しみをもって接し、いたわり大切にする気持ちを持つようになる。

ク 数量・図形、文字等への関心・感覚

遊びや生活の中で、数量などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりして、必要感からこれらを活用することを通して、数量・図形、文字等への関心・感覚が一層高まるようになる。

ケ 言葉による伝え合い

言葉を通して先生や友達と心を通わせ、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付けるとともに、思い巡らしたことなどを言葉で表現することを通して、言葉による表現を楽しむようになる。

コ 豊かな感性と表現

みずみずしい感性を基に、生活の中で心動かす出来事に触れ、感じたことや思い巡らしたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりして、表現する喜びを味わい、意欲が高まるようになる。